

## 匠瑛市介護保険事業者連絡会規約

### (名称)

第1条 この会は、「匠瑛市介護保険事業者連絡会」(以下、「本会」という。)と称する。

第2条 本会は、匠瑛市内で介護保険サービスを提供する者を会員とする自主的組織として、職種、職域、利害を超えて介護保険の円滑な運営を目指し、行政との連絡調整を図りつつ会員自らの資質向上と質の高いサービスを提供することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員のための最新情報の収集と提供事業
- (2) 介護サービス事業の向上を図る為の調査、研究事業
- (3) 介護サービス事業従事者の資質向上を図るための教育、研修事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 会員は、次に掲げる団体で参加を希望するものとする。

- (1) 匠瑛市内に事業所を有する指定居宅介護支援事業所(指定介護予防支援事業所)及び指定居宅サービス事業所並びに介護保険施設(以下「指定事業者」という)
- (2) 匠瑛市内を事業対象地域とする指定事業者
- (3) その他、役員会の承認を得たもの

### (入会)

第5条 本会に入会するには、入会申込書(様式第1号)を本会会長に提出するものとする。

2 申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式第2号)を本会会長に提出するものとする。

3 入会金は徴収しないものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会届(様式第3号)を本会会長に提出するものとする。

- 2 退会の承認は、事務局において退会届を受理した年月日とする。
- 3 退会しても納入された会費の返還は行わない。

(会費)

第7条 会員は、指定された会費を指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 年度の会費は1介護保険サービス事業につき、3000円とする。

(部会)

第8条 本会の業務を円滑に実施するため、次の部会を設置する。

- (1)施設サービス事業部会
- (2)訪問サービス事業部会
- (3)通所サービス事業部会
- (4)居宅介護支援部会

- 2 各部会には部会員の互選により、部会長、副部会長ならびに庶務・会計を置き、円滑な組織運営をおこなう。
- 3 各部会長は、毎年3月31日までに活動計画案及び予算案を作成し役員会に提出し、総会の承認を受ける、
- 4 承認された活動計画及び予算は各部会の責任において実行、管理する。
- 5 各部会長は、毎年4月30日までに事業報告及び決算を役員会に提出する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)監 事 2名
- (4)理 事 3名

(役員の仕事)

第 10 条 役員は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有るときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の円滑な事業推進のための事項に関し具体的内容を検討する。
- (4) 監事は、本会の会務及び会計の執行状況を監査する。

(役員を選任)

第 11 条 各部会から部会長 1 名、副部会長 1 名の計 8 名の役員を選出し、役員  
の互選によって第 9 条の役員を選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員任期及び補充)

第 12 条 役員任期は原則 1 年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は、総会で承認を得た時から、次年度の総会において次の役員が選任された時までとする。

(事務局)

第 13 条 事務局は、会長の所属する機関におく。但し、特別な事情が有るときは役員会の承認をえて、他の事業所に置く事ができる。

- 2 事務局には、庶務及び会計を置き必要な事務を行う。

(総会)

第 14 条 会長は、次に定める事項を議決するため、年 1 回以上総会を招集しなければならない。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
  - (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 総会及び役員会の議長は、会長が務める。
  - 3 総会は、会員の過半数の出席及び委任状により成立する。
  - 4 総会の決議は、出席した会員(委任状を含む)の過半数以上の賛成をもって決定する。

(役員会)

第 15 条 本会に役員会をおき、第 9 条の役員で組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

(オブザーバー)

第 16 条 市の介護保険担当部局はオブザーバーとして第 8 条、第 14 条及び第 15 条に規定する部会、総会、役員会に出席することができる。

2 退任した役員は、オブザーバーとして役員会に出席できる。

3 オブザーバーは、会に出席して必要な発言及び助言をすることができる。

(会計)

第 17 条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもって運営する。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の変更及び解散)

第 18 条 この規約の改廃及び本会の解散は、総会において決定する。

(その他)

第 19 条 この規約に定めのないなお事項は、総会または役員会において、必要に応じてそれぞれ決定する。

附則

1 この規約は平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

2 本会の設立初年度の会費については、第 7 条の規定に関わらず、徴収しないものとする。

3 平成 29 年 6 月 21 日一部改正、同日より施行する。